

デジタルモノクロ複合機複写サービス契約仕様書

1. 調達件名 デジタルモノクロ複合機複写サービス契約
2. 数量 1台
3. 契約期間 令和6年6月1日から令和11年5月31日まで（60ヶ月）
この契約は、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。そのため、契約にあたっては、佐野市の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除された時に契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
4. 設置場所 佐野市上下水道局水道課（佐野市大橋町1165）
5. デジタルモノクロ複合機仕様
 - (1) 機種
「グリーン購入法」・「国際エネルギースタープログラム」・「エコマーク」の基準を満たす機種であり、かつ、複合機の仕様は次に掲げる機能以上を有する機種とする。
 - (2) コピー機能
 - カラー対応 : モノクロ
 - 解像度 : 読み取り・書き込み 600dpi 以上
 - 階調 : 各色256階調
 - 原稿サイズ : A3(最大)
 - 複写サイズ : 最大A3／最小A5(ただし、手差しユニット使用時は官製はがきサイズまで対応できること)
 - 画像欠け幅 : 四辺各5mm 以内
 - ファーストコピータイム : カラー・モノクロ共に5秒以内（A4印刷時）
 - 連続複写速度 : モノクロ40枚以上／分（A4ヨコ印刷時）
 - 複写倍率 : 25%～400%(1%刻みで倍率設定ができること)
 - 給紙トレイ : 内蔵4ユニット以上、手差し付
 - (3) プリンタ機能
印刷にあたっての基本機能はコピー機能に準ずる。
ネットワークプリンタ機能を有しマルチプロトコルに対応していること。
 - 対応 OS : Windows 8.1/10/11
 - インターフェイス : 10/100BASE-TX ポート以上
 - (4) スキャナー機能
基本性能はコピー機能に準ずる。
スキャナー機能として読み込んだファイルをネットワーク上の任意の共有フォルダに転送できる機能を有する。

(5) その他の機能

自動両面原稿送り装置、自動両面複写機能、ソート機能

6. 複写見込枚数

(1) 月間使用見込枚数

・モノクロコピー/	2,000 枚程度
・モノクロプリント	6,000 枚程度

(2) 年間使用見込枚数

・モノクロコピー	24,000 枚程度
・モノクロプリント	72,000 枚程度

ただし、上記枚数は、その使用枚数を保証するものではない。

毎月末締めで使用した枚数分のみ請求を行うものとする。

※月額最低使用料金を設定する場合は、20,000 円(税抜)を上限とすること。

7. 契約金額について

契約金額には次の各号の経費を含むものとし、1複写としてカウントする複写サイズは、仕様書に記載した、いずれの複写サイズであっても片面を1複写とする。

- (1) 複写機の搬入、搬出、移動、設定に要する費用（期間終了後の撤去費用を含む）
- (2) 機器の保守管理・維持管理に係る費用
- (3) 消耗品に係る費用(用紙代は除く)
- (4) ネットワークプリンタ、スキャナー機能に係る経費
- (5) 請求に係る通信等の費用

8. 保守点検等について

- (1) 保守の対応時間については月曜日から金曜日(祝日及び閉庁日を除く)の午前8時30分から午後5時30分とする。ただし機器類の停止等を伴う場合はこの限りではない。
- (2) 保守員は、複写機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 複写機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備を行うこと。
- (4) 修理点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。
- (5) 複写機が、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、速やかに代替機を配置すること。
- (6) トナーカートリッジ等の消耗品は不足が生じないよう所定の場所に補充をすること。
- (7) 使用済みトナーカートリッジを回収すること。
- (8) 複写機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。
- (9) 消耗品の調達遅滞による利用の中断が起きないこと。

9. 見積条件

使用機器は上記仕様を満たすものとし、中古品であってはならない。